

子どもの人権について

1. 基本的な質問

1-1	児童の性器等が露出されたり強調されている姿態
1-2	性的搾取、性的虐待から児童を守る
1-3	他国の状況は把握していない。ネットや違法なビデオなどには児童ポルノにあたるものも多いと聞いている。また、通常のグラビアアイドル写真集のモデルが定年か低年齢化、過激化しているとも聞いている。
1-4	警察庁

2. 児童ポルノの定義

2-1	親が撮影した記念写真等が児童ポルノに該当するとは思わない。 「親が販売する目的で撮影」という点において性的搾取に該当すると考える。
2-2	個人の趣味・嗜好には立ち入れない。どのような写真を有しているのかを監視することはできないし、家族写真を持つことが規制されるようなら基本的人権の侵害である。
2-3	現法で不十分であるなら、改正していくべきである。

3. 児童の人権

3-1	教員は職員室にこもらず、構内を巡回し、児童・生徒の生活や変化等に敏感な視点を持ち対応すること。
3-2	都市と地方格差：塾等の選択肢が多く、人口が多いため子ども同士の競争も働く都市と選択肢が少なく、適度な刺激や競争が生まれにくいほどに人口が少ない地方との格差。 制度による格差：公立学校にも学校選択制による競争が導入されたことによる学校間格差。逆に、地方では一自治体に一校で選択できない。 (このような格差があるからといって、地方の学力が劣るということではないが、当事者の選択にかかわらない教育環境格差がある)
3-3	親権の停止が有効か、無効かということではなく、親権を停止し、しかるべき施設等で保護すべきである。
3-4	子どもの生きる権利は親をもってしても制することはできないと考える。

4. 国会審議の過程における議論について

4-1	児童ポルノの定義が明確でないことに起因するのであるなら、改正していくべきである。
-----	--

5. 表現の自由との関連について

5-1	現時点では考えていない。
5-2	専門家の参加は否定しない。
5-3	現時点では考えていない。

6. 国際的児童ポルノの撲滅推進に関して

6-1	資料6については承知していない。 ただし、テレビの報道については倫理委員会があるが、他メディアについても事実に基づかない過大で、影響が大きい報道は、抑止力が働くようにすべきと考える。
6-2	6-1を認識していないので回答できない。
6-3	現時点ではわからない。
6-4	現時点ではわからない。ただし、国連児童の権利に関する条約が18歳未満であることはひとつの目安にはなると考える。